

(別紙3)

**千葉中央コミュニティセンター減築大規模改修  
実施設計技術協力業務委託に係る簡易公募型プロポーザル  
見積要項書**

- 1 本見積要項書は、技術協力業務期間及び施工期間を通じて適用するものとする。
  
- 2 資料及び適用基準等について
  - (1) 各資料間に相違がある場合は、公共建築工事標準仕様書（以下、標準仕様書という。）の第1節 総則 1.1.1 適用 による。
  - (2) 適用基準等
    - ア 共通
      - 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準 (平成25年3月29日)
      - 官庁施設の総合耐震診断・改修基準 (平成8年版)
      - 建築工事積算基準（千葉市都市局建築部） (令和2年版)
      - 公共建築工事積算基準 (令和3年版)
      - 公共建築工事積算基準の解説 (建築工事編・設備工事編) (平成31年基準)
      - 公共建築工事共通費積算基準 (令和5年3月29日国営積第8号)
      - 公共建築工事標準単価積算基準 (令和5年3月29日国営積第8号)
      - 建築物解体工事共通仕様書 (令和4年版)
      - 建築物解体工事共通仕様書・同解説 (令和5年版)
      - 建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準 (令和3年4月改正)
      - 電子納品運用ガイドライン [建築工事・委託業務編] (千葉市都市局建築部) (令和5年4月版)
      - 建築工事積算マニュアル（千葉市都市局建築部建築管理課） (令和5年4月版)
    - イ 建築
      - 建築工事設計図書作成基準 (令和2年9月30日付国営整第105号)
        - この基準を本委託に適用する。
        - この基準内で適用する技術基準等は、特記仕様書に記載の技術基準等を優先する。
      - 敷地調査共通仕様書 (令和4年3月14日国営整第151号)
      - 公共建築工事標準仕様書（建築工事編） (令和4年版)
      - 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） (令和4年版)
      - 建築設計基準 (令和4年3月24日国営整第167号)
      - 建築設計基準及び同解説 (平成18年版)
      - 建築構造設計基準 (令和3年3月30日国営建技第21号)

建築構造設計基準の資料	(令和3年3月30日国営建技第21号)
建築工事標準詳細図	(令和4年4月27日国営整第17号)
擁壁設計標準図	(平成12年版)
構内舗装・排水設計基準	(平成27年版)
構内舗装・排水設計基準の資料	(平成27年版)
高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準	(令和3年3月)
ウ 建築積算	
公共建築数量積算基準	(令和5年3月29日国営積第8号)
建築数量積算基準・同解説	(令和5年版)
公共建築工事内訳書標準書式(建築工事編)	(令和5年3月29日国営積第8号)
建築工事内訳書標準書式・同解説	(令和5年版)
公共建築工事見積標準書式(建築工事編)	(令和5年3月29日国営積第8号)
営繕工事積算チェックマニュアル	(令和5年3月29日国営積第8号-2)
エ 設備	
建築設備計画基準	(令和3年3月16日国営設第135号)
建築設備設計基準	(令和3年3月16日国営設第137号)
建築設備工事設計図書作成基準	(令和3年3月16日国営設第149号)
この基準を本委託に適用する。	
この基準内で適用する技術基準等は、特記仕様書に記載の技術基準等を優先する。	
公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)	(令和4年版)
公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)	(令和4年版)
公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)	(令和4年版)
公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)	(令和4年版)
公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)	(令和4年版)
公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)	(令和4年版)
雨水利用・排水再利用設備計画基準	(平成28年版)
建築設備耐震設計・施工指針	(平成26年版)
建築設備設計計算書作成の手引	(令和3年版)
雨水利用設備設計マニュアル	(千葉県都市局建築部建築設備課)
オ 設備積算	
公共建築設備数量積算基準	(令和5年3月29日国営積第8号)
公共建築設備数量積算基準・同解説	(平成29年版)
公共建築工事内訳書標準書式(設備工事編)	(令和5年3月29日国営積第8号)
建築工事内訳書標準書式【設備工事編】・同解説	(平成30年版)
公共建築工事見積標準書式(設備工事編)	(令和5年3月29日国営積第8号)
営繕工事積算チェックマニュアル	(令和5年3月29日国営積第8号-2)
千葉県防災ポータルサイト(千葉県防災危機管理部防災対策課)	

(URL: <https://www.bousai.pref.chiba.lg.jp/>)  
千葉県地震・風水害ハザードマップ (千葉県総務局危機管理課)  
(URL: [https://www.city.chiba.jp/other/jf\\_hazardmap/index.html](https://www.city.chiba.jp/other/jf_hazardmap/index.html))

### 3 支払条件

請負代金の支払いは、千葉県工事請負契約約款に記載するほか下記による。

- (1) 前払金 有 (40%)
- (2) 中間前払い金 有 (ただし、中間前払金を選択した場合に限る。)
- (3) 部分払 有 (ただし、部分払を選択した場合に限る。)
- (4) 竣工払

※ (1)、(2)、(3) は各会計年度につき 1 回 (各年度の支払限度額内)

### 4 その他の手続

中間検査、完了検査及び使用承認申請、施工に必要な諸手続、道路その他第三者管理の土地使用の手続等は、受注者で行い、その費用を負担する。

### 5 支給材料及び貸与品

なし

### 6 別途契約の関連工事との調整

- (1) 受注者は、別途契約の関連工事 (以下「別途工事」という。) で本工事と密接に関連する事項や工程管理、安全管理の調整に協力すること。
- (2) 受注者は、上記に伴い、必要に応じて共用の仮設物等の利用に関し、協力すること。

### 7 技術協力業務開始後の設計内容変更の取扱い

- (1) 原則として設計を変更した際の変更範囲のみを合意金額の変更対象とする。仮に発注図書に基づく発注者と受注者で想定する予定数量に乖離があっても発注図書を正とし、合意金額の変更対象とはしないものとする。
- (2) 発注者からの設計内容変更指示については (1) によるほか、予見不可能な事由に起因する変更並びに社会経済情勢の変化による合意金額の変更については、別途協議するものとする。なお、協議におけるリスク負担・分担はプロポーザル実施要項「第 1 4 6 リスク負担・分担」のとおりとする。

### 8 工事請負契約後の設計変更への協力

- (1) 受注者は、工事請負契約以降の設計変更業務に協力すること。
- (2) 工事請負契約後に受注者提案により採用された V E 提案に基づく変更図面の作成及び数量積算等は、受注者の業務とする。

## 9 受注者の業務

### (1) 総合図の作成

受注者は、躯体図作成前に意匠、構造、電気、衛生、空調、昇降機等の工事を含めた総合図を作成し、総合調整したうえで発注者の承認を得ること。

### (2) 工事中及び完成建物引渡し時の注意事項

ア 工事関係書類は、受注者にて作成し、発注者の検査を受けること。完成図は工事完成時に提出すること。

イ 建物引渡し前には発注者、施設管理者、施設使用者に対して、建物及び諸設備の取扱説明書を提出の上取扱説明を行い、施設使用に支障のないように引渡しを行うこと。

ウ 本工事期間中、パンフレット、案内用図面の作成、写真撮影等について発注者に協力すること。

エ 引渡し前に発生する引越しに関する打合せや現地確認に協力すること。

### (3) メンテナンス、アフターフォロー対応

ア 発注者が定める施設管理者に対して、完成後の建物、設備の稼働に支障がないように十分な期間を見込み、引継ぎを行うこと。

イ 引渡日の翌日から6か月間は、建物及び諸設備に関する発注者及び施設管理者からの問い合わせに対し、対応が可能な体制を取ること。

ウ 空気調和設備については、夏期及び冬期の使用開始前に発注者及び施設管理者と協議の上、調整業務に協力すること。

### (4) 工事中の現場見学会への協力

受注者は、工事中の現場見学会が発注者により開催された場合、その対応に協力すること。

## 10 施工条件及び留意点

### (1) 施工条件について

ア 受注者は、労働時間短縮の推進を図るため、作業は原則として土曜日、日曜日及び国民の休日に関する法律に規定する休日(以下、「休日」という。)には行わないこととし、4週8閉所とすること。作業内容、作業工程の都合などにより作業時間の延長並びに土曜日及び休日の作業の実施については発注者と協議すること。

### (2) 施工計画について

ア 受注者は、別途工事業者及び関連工事業者と連携しながら、工事間の取り合いを確認、調整し、工程その他に影響がないように会議、打合せを主催すること。また、会議、打合せがあった時は、受注者にて議事録を作成し、発注者等に提出すること。

イ 仮囲いは敷地全周とし、工事車両出入口には交通誘導員等を配置して、通行人の安全を図るとともに、交通障害が起らないように配慮の上、受注者にて対応すること。

### (3) 近隣対応について

ア 受注者は、工事着手に当たり、近隣に対して挨拶等による工事周知を行うこと。また、必要に応じ、工事説明会等を行うこと。なお、近隣対応、苦情処理等は受注者における処理、解決を基本とし、その費用を負担する。

- イ 本工事において近隣に悪影響を及ぼすことがないよう、騒音、振動、粉塵飛散防止、臭気対策、災害防止、交通対策、清掃、セキュリティには十分配慮すること。なお、建設用機械については、低騒音、低振動の物を使用すること。また、現場入退出管理、侵入防止は機械警備など万全の設備を施すこと。
- ウ 工事の騒音、振動については、公害防止条例その他諸官庁の規則を守り、騒音、振動が出る恐れのある工事、夜間に行う工事、通行人、近隣住民及びその他関係者に対して影響があると考えられる工事については、事前にスケジュール等を調整の上、受注者が発注者に周知内容の確認を行った上で事前に近隣住民及び関係者に周知し、施工すること。なお、振動騒音については常時モニタリング可能な状態とし、万全の対策を施すこと。

#### 1.1 提出書類等

発注図書によるほか「受注者提出書類の手引き（工事編）（千葉市都市局建築部）」を準用する。